

令和6年3月版

# 支援者向け 成年後見制度 活用ハンドブック



下呂市

社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会  
下呂市成年後見支援センター

# 成年後見制度 活用ハンドブック

## 第1章 成年後見制度の活用

- 成年後見制度の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 成年後見制度 活用検討フローチャート・・・・・・・・ 4
- 成年後見制度 活用検討シート・・・・・・・・・・・・ 5

## 第2章 成年後見制度の概要

- 成年後見制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 成年後見人等の具体的な職務内容・・・・・・・・・・・・ 13
- 法定後見制度の申立て手続きの流れ・・・・・・・・・・・・ 14
- 任意後見制度の手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 申立てに必要な書類一覧（チェックリスト）・・・・ 21
- 成年後見制度にかかる費用・助成・・・・・・・・・・・・ 22

## 第3章 参考資料

- 成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要・・・・ 26

# 第1章

## 成年後見制度の活用

- 成年後見制度の活用について
- 成年後見制度 活用検討フローチャート
- 成年後見制度 活用検討シート

# 成年後見制度の活用について

判断能力が十分でない方は、自分の権利が十分に行使できなかったり、その権利を侵害されてしまうリスクが常にあります。

そうした場合の 権利を守る方法のひとつに『成年後見制度』があります。

このハンドブックには、成年後見制度の概要や利用までの流れ、日常生活自立支援事業の概要などがまとめられています。

必要なタイミングで、必要な制度に結びつけることができるよう、是非、このハンドブックをご活用ください。

## 1. 成年後見制度 活用検討フローチャート・・・・・・・・・・4 ㊦

- さまざまな相談を受ける中で、契約行為や財産管理などに課題がある場合、どのような流れで成年後見制度の活用を検討すべきかを示しています。



## 2. 成年後見制度 活用検討シート・・・・・・・・・・5 ㊦

- 契約行為や財産管理などに課題がある場合は、成年後見制度の活用の前に『日常生活自立支援事業』の利用を検討してみましょう。
- この検討シートは、日常生活自立支援事業と成年後見制度の支援内容が比較検討できるように作成されています。

「検討シート使用時のポイント（6 ㊦）」を参考にしながら、ご活用ください。

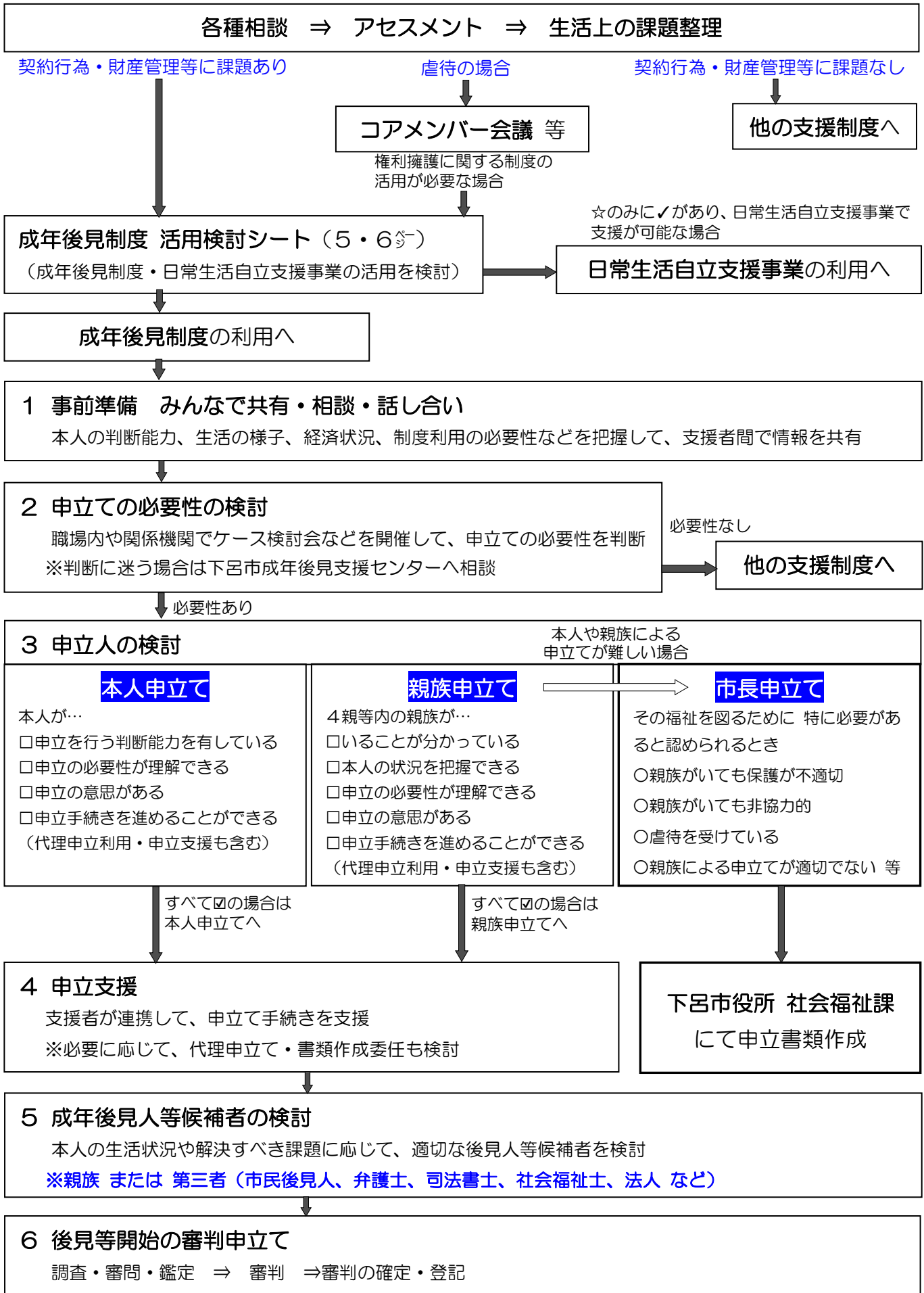


## 3. みんなで共有・相談・話し合い

- 「成年後見制度の活用が望ましい」と考えられる場合は、職場内や関係機関との間で、情報共有、相談、話し合いを行きましょう。

※ 情報共有のポイント…本人の判断能力、抱えている課題、健康状態、家族・親族関係、生活の様子、経済状況、成年後見制度の利用意向や必要性 など。

# 成年後見制度 活用検討フローチャート



# 成年後見制度 活用検討シート

☆だけにチェックがある場合は、日常生活自立支援事業でも対応できる場合があります。  
 □に1つでもチェックがある場合は、成年後見制度の活用をご検討ください。

【利用者名】

【記入者名】

<b>1. 判断能力</b>	
① 何らかの認知症、知的障がい、精神障がいを有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している： <b>補助相当</b>	☆
② 日常生活に支障をきたすような症状、行動、意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる： <b>保佐相当</b>	☆
③ 日常生活に支障をきたすような症状、行動、意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする（知的障がいの場合は A 判定）： <b>後見相当</b>	□
<b>2. 財産管理</b>	
① 日常的な金銭管理に支援が必要	☆
② 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう	☆
③ 年金・手当などの受け取り手続きが必要	☆
④ 生命保険などの請求手続きが必要	□
⑤ 税金の申告が必要	□
⑥ 賃貸借契約の手続きが必要	□
⑦ 高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある	□
⑧ 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要	□
⑨ 借金をしたり、他人の保証人になってしまう	□
⑩ 借金の整理、ローンの返済が必要	□
⑪ 遺産相続の手続きが必要	□
⑫ 裁判所の手続きが必要	□
<b>3. 身上保護</b>	
① 福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能	☆
② 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要	□
<b>【特記事項】</b>	
年 月 日	

# 成年後見制度 活用検討シート 使用時のポイント

## 検討シート の 視点

1. 後見相当で判断能力が全くない方は、日常生活自立支援事業や身元保証等の契約をすることはできませんので、成年後見制度による支援が必要です。
2. 親族などに支援者がいない、または いても 高齢・遠方・疎遠な場合は、本人の不安解消を目的に、金銭管理や入院・入所等の契約に備えて、早めの制度利用を検討する場合があります。

## 成年後見制度 の ポイント

1. 成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることはできませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決できる場合もあります。
2. 成年後見人等には医療行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術等）に対する決定 及び 同意の権限は認められていません。
3. 成年後見制度は一度審判されると、本人が病気などから回復して判断能力を取り戻す、ないしは亡くなるまで続きます。

## 日常生活自立支援事業 の ポイント

1. **判断能力**…この事業の契約については、①契約能力（年金等がどの通帳に入金されているかを答えることができるなど）、②本人の利用意向、③契約の必要性、を確認のうえ、締結することになります。
2. **財産管理**…この事業における財産管理は日常生活の範囲内に限られています。また**取消権がない**ため、本人が不利益な契約を結んでしまう、 unnecessary商品を購入してしまう等の対応については限界があります。
3. **身上保護**…この事業では、本人が福祉サービスの内容を理解できる場合は、本人契約を支援することが可能です。しかし、本人がその内容を理解できず、**本人に代わって契約が必要な場合は**、事業の範囲を超える事項になるため、**成年後見制度の導入が必要**です。

## 第2章

# 成年後見制度の概要

- 成年後見制度の概要
- 成年後見人等の具体的な職務内容
- 法定後見制度の申立て手続きの流れ
- 任意後見制度の手続きの流れ
- 申立てに必要な書類一覧  
(チェックリスト)
- 成年後見制度にかかる費用・助成



## 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。

### 認知症の方の事例

認知症のある A さんは、銀行の ATM 操作もできなくなってしまいました。姪が A さんに頼まれて窓口で手続きをしようとしたのですが、「本人以外は手続きできない」と断られてしまいました。その後、成年後見制度を利用して後見人が選任されたことで、後見人が本人に代わって銀行での手続きができるようになりました。

.....

認知症のある B さんは、自宅での生活が困難になったため、ケアマネジャーが施設入所を勧めていました。しかし、入所には契約が必要です。成年後見制度を利用して後見人が選任されたことで、後見人が入所契約をして、施設で安定した生活ができるようになりました。

### 知的障がいの方の事例

知的障がいのある C さんは、両親と暮らしていましたが、父親が数年前に他界。母親も高齢になり、本人の金銭管理や契約を代理するなどの支援が困難になってきました。母の入院を機に、成年後見制度の申立てを行い、後見人が選任されました。母も治療に専念することができ、本人も安定して生活することができるようになりました。

.....

軽度の知的障がいがある D さんは、夫が急死して相続手続きが必要になりましたが、自分ひとりでは手続きができませんでした。成年後見制度を利用して補助人が選任され、相続手続きを行うことができました。生活費の管理も適切に行われています。

### 精神障がいの方の事例

精神障がいのある E さんは、高額な布団の購入を強引に勧められて契約してしまい、その後もたびたび訪問販売の被害に遭っていました。しかし、成年後見制度を利用して保佐人が選任されたことで、クーリングオフの期間を過ぎても契約を解除することができ、その後、被害に遭うことはなくなりました。

# 成年後見制度の概要

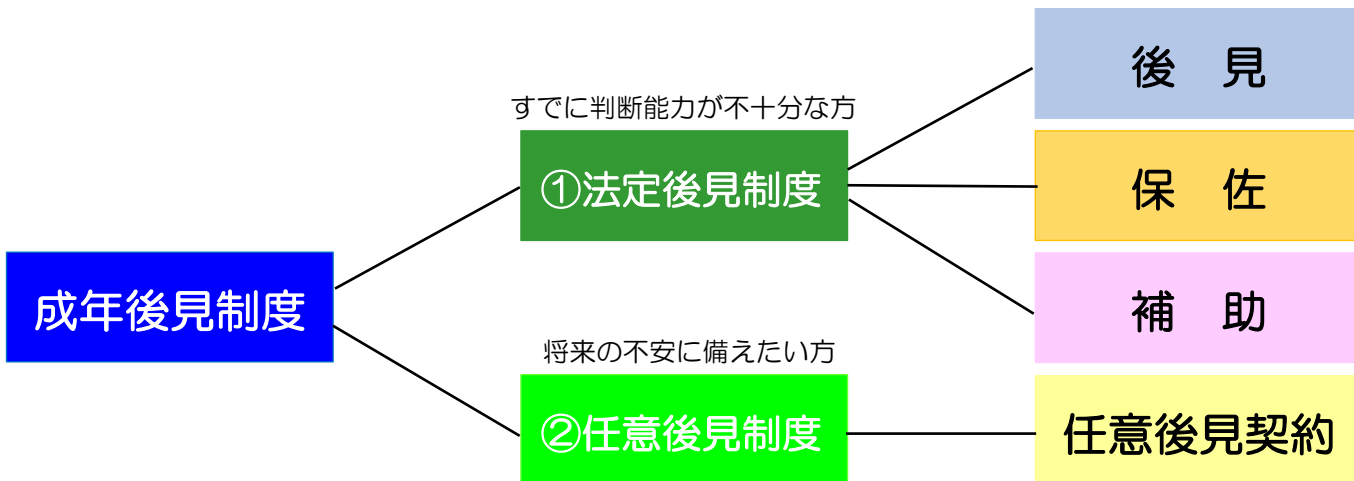
成年後見制度は、2つの制度から成り立っています。

① **法定後見制度** は、すでに判断能力が十分でない人を保護・支援する制度です。

利用には、家庭裁判所に審判の申立てをする必要があります。

本人の判断能力によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられます。

② **任意後見制度** は、現在判断能力がある人が、将来判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。



	①法定後見制度	②任意後見制度
対 象	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方	老後や将来の設計ができるほど、判断能力が十分にある方
手続き	申立人（本人や親族など）が家庭裁判所に申立てを行います。	本人が公証役場で公正証書による任意後見契約を結びます。
後見人	法定後見人は、家庭裁判所が決定します。申立人は、法定後見人候補者の希望を出すことができます。	任意後見人候補者は本人が決めます。本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任された後に、任意後見人としての仕事が始まります。
内 容	判断能力の程度によって後見・保佐・補助の3つの類型に区分されます。類型によって、法定後見人の仕事や権限の範囲も異なります。	任意後見人の仕事内容は、任意後見契約時に本人が公正証書に定めた内容です。 ※ 取消権はありません。
監 督	法定後見人は、原則、家庭裁判所の監督を受けます。法定後見人は定期的に家庭裁判所に後見業務の内容を報告します。	任意後見人は、家庭裁判所が選任した任意後見監督人（弁護士や司法書士など）の監督を受けます。

## ☑ 申立て前の確認事項

- 成年後見制度は精神上の障がいがある方が対象です。本人の障がいが身体的なものだけの場合、単なる浪費などの場合は、法定後見制度の対象になりません。
- 手続きにはある程度の時間がかかります。順調に進んだ場合で おおむね2～3か月です。
- 法定後見人は、最終的に家庭裁判所がふさわしい人を選任するため、申立人の希望する人が選任されるとは限りません。
- 本人の預貯金等の財産の内容によっては、裁判所から『後見制度支援信託』（12 頁参照）の利用について、検討を求められる場合があります。
- 成年後見人等の責任は、判断能力が回復するか、通常は本人が死亡するまで続きます。申立てのきっかけとなった問題が解決した後も続きます。
- いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げをすることはできませんの  
 ご注意ください。

## 法定後見制度の内容

法定後見制度は判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分類されています。その類型ごとに成年後見人等の仕事や権限（代理権・同意権・取消権）の範囲、手続きにおける本人の同意の要否が異なります。

		後 見	保 佐	補 助
要件	対象となる方	判断能力がまったくない方 (例) 日常的な買い物も自分ではできない	判断能力が著しく不十分な方 (例) 日常的な買い物はできるが、重要な財産行為はできない	判断能力が不十分な方 (例) 重要な財産行為は、誰かに援助してもらふ必要がある
開始の 手続	申立てができる方	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官など 市町村長 <span style="font-size: small;">〔 老人福祉法 32 条、知的障害者福祉法 28 条、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 51 条の 11 の 2 〕</span>		
	本人の同意	不 要		必 要
代理権	付与の対象	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で与えられた法律行為	申立ての範囲内で与えられた法律行為
	本人の同意	不 要	必 要	
同意権	付与の対象	—	民法 13 条 1 項所定の行為、申立ての範囲内で与えられた法律行為	民法 13 条 1 項の範囲内であり、かつ 申立ての範囲内で与えられた法律行為
	本人の同意	—	不 要	必 要
取消権	付与の対象	成年被後見人の行った法律行為全般 ※日常生活に関する行為は除く	同意を得なければならない行為について、同意を得ずに行った行為	
	取消権者	本人・成年後見人	本人・保佐人	本人・補助人

## ☑ チェック

### 代理権

**代理権**とは、本人に代わって契約等の法律行為を行う権限です。

保佐・補助の場合は、与えられた代理権の範囲で行うことができます。

本人に契約能力がなくても、本人に代わって施設の入所契約や入所費用の支払い、他の相続人と遺産分割協議、不動産の売却等を行うことができます。

### 同意権・取消権

**同意権**は、本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか確認し問題がない場合に同意する権限です。

**取消権**は、そのような同意を受けずに、被保佐人や被補助人が不利益な契約を行った場合、取り消す権限です。


ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消せません。


### 民法 13 条 1 項の行為

- 1 賃金の元本の返済を受けたり、預貯金の払い戻しを受ける
- 2 金銭を借り入れたり、保証人になる
- 3 不動産をはじめとする重要な財産について手に入れたり手放したりする
- 4 民事訴訟で原告となる訴訟行為をする
- 5 贈与する、和解・仲裁合意をする
- 6 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をする
- 7 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件が付いた贈与を受ける
- 8 新築・改築・増築の大修繕をする
- 9 一定の期間を超える賃貸借契約をする

※民法 13 条 1 項 10 号については省略

## 成年後見人等の権限

 …必ず与えられる権限

 …申立てにより与えられる権限

### 【代理権】

**後見人** すべての法律行為

**保佐人** **補助人**  
**※本人の同意が必要**  
申立ての範囲内で  
与えられた法律行為

### 【同意権】

**保佐人** 民法 13 条 1 項の行為

**補助人** **※本人の同意が必要**  
民法 13 条 1 項の範囲内かつ  
申立ての範囲内で与えられた  
法律行為

**保佐人** 申立ての範囲内で与えられた  
法律行為  
(民法 13 条 1 項以外)

## 成年被後見人等（本人）による取引の取り消し

本人が行った行為を取り消した場合、初めから無効であったものとみなされます。

通常、何らかの行為を取り消した場合は、契約の当事者双方に「元の状態に戻す（原状回復）義務」が発生します。

たとえば、被後見人等が金銭を受領していた場合には、相手方に返還しなければなりません。しかし、その範囲は全額ではなく、取り消しをした時点で残っていた金額（現に利益を受けている限度）で返還すればよいと定めています。ただし、本人が「被後見人等ではない」と嘘をついて行った行為については取り消すことができません。

取消権の行使は、相手方に対する意思表示によって行います。方法は特に定められておらず、口頭でも可能ですが、きちんと取り消しの意思が相手に届かなければ効力を生じませんので、内容証明郵便（場合によっては普通郵便との併用）に配達証明をつけて行うのが一般的です。

取消権は、追認をすることができる時から5年、行為の時から20年を経過したとき、時効によって消滅します。

## 任意後見制度の内容

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らを選んだ代理人（任意後見受任者）に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。任意後見契約は、本人の判断能力が低下し、家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されて初めて効力が生じます（手続きの流れ：17頁参照）。

## 成年後見登記制度

成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムにより法務局で登記し、登記官が「登記事項証明書」を発行し、情報を適正に開示することによって、判断能力が十分でない方との取引の安全を確保するための制度です。

かつては「禁治産」及び「準禁治産」の宣告を受けた方は戸籍に記載されていましたが、プライバシーの保護や成年後見制度の使い勝手を考慮して、成年後見登記制度がつけられました。

## 後見制度支援信託

後見制度支援信託は、成年被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託するしくみのことです。

対象は成年後見と未成年後見で、全員が対象となるわけではなく、財産の状況により、家庭裁判所が後見制度支援信託の利用を検討すべきと判断した場合は、弁護士等の専門職を後見人に選任します。弁護士等の専門職後見人は、信託契約を結ぶかどうかを検討し、信託契約締結後に専門職後見人は辞任し、親族後見人に引き継ぐことになります。

# 成年後見人等の具体的な職務内容

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の心身状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約を結んだりすることによって、本人の暮らしを支援します。

なお「財産管理」はそれ自体が目的ではなく、本人の「身上保護」のための手段として行うべきものだと考えられており、この2つは互いに連結しています。

## 1. 財産管理

### 【成年後見人等ができること】

- ・ 預貯金通帳・印鑑の管理
- ・ 収支の管理（預貯金の管理、年金や給料の受取り、公共料金や税金の支払いなど）
- ・ 不動産の管理・処分
- ・ 遺産分割
- ・ 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取り消し など

### 【成年後見人等ができないこと】

- ・ 利殖等を目的とした資産運用
- ・ 財産の贈与
- ・ 親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いといった、本人の利益にならない費用の支払い
- ・ 本人の利益にならない債務保証や財産放棄
- ・ 日用品の購入など、日常生活に関する行為に対する同意権・取消権の行使 など

### ▶ 成年後見人等として注意すべきこと

- ・ 居住用不動産を処分する場合（売却、賃貸借契約の解除など）は、家庭裁判所の許可が必要です。
- ・ 成年後見人等と本人の利益が相反する場合には、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要です。

## 2. 身上保護

### 【成年後見人等ができること】

- ・ 日常生活の見守り
- ・ 本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
- ・ 健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い
- ・ 福祉施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払い
- ・ 介護保険制度や障害者総合支援法のサービス利用契約、サービス内容の確認、見守り
- ・ 教育・リハビリに関する契約の締結、費用の支払い

### 【成年後見人等ができないこと】

- ・ 買い物や通院同行などの事実行為
- ・ 医療行為に対する決定 及び 同意（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術 など）
- ・ 入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人
- ・ 健康診断の受診、入院や施設への入所、介護、教育やリハビリなどを本人の意思に反して強制的に行うこと
- ・ 遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚など一身専属的な行為
- ・ 居住する場所の指定（居所指定権）
- ・ 本人の死後の事務（葬儀や相続など） など

## 3. 家庭裁判所への報告

成年後見人等は、家庭裁判所に財産管理 及び 身上保護の状況を報告し、必要な指示を受ける義務があります。 **ご注意** 成年後見人等は本人の財産を適切に管理しなければなりません！

# 法定後見制度の申立て手続きの流れ

## 1. 検討

### (1) 誰が申立てをするかを検討

#### 【申立てをすることができる人】

- 本人、配偶者、4親等内の親族
- 市町村長、検察官
- 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人 など

### (2) 後見人等候補者を検討

#### 【成年後見人等になれる人】

- 本人の親族
- 市民後見人
- 法律・福祉の専門家  
(弁護士、司法書士、社会福祉士など)
- 法人(社会福祉法人、NPO 法人など)

#### 【成年後見人等になれない人】(欠格事由)

- ① 未成年者
- ② 成年後見人等を解任された人
- ③ 破産者で復権していない人
- ④ 本人に対して訴訟をしたことがある人、  
その配偶者または親子
- ⑤ 行方不明である人

※後見人等は、本人の状態・状況等を考慮して、家庭裁判所が選任します。

※必ずしも候補者が選任されるとは限りません。

※申立て時に適切な後見人等候補者がいない場合は、家庭裁判所が適任者を選任します。

※後見人等候補者を複数選ぶことも可能です。

※「申立て前の確認事項」(10頁)をよくお読みいただいてから、申立てをご検討ください。

## 2. 申立て準備

### (1) 申立て書類の入手

- 申立ては 本人の住所地を管轄する家庭裁判所 に行います。

管轄の家庭裁判所の様式をお取り寄せください。

〔 金 山 地 域 : 岐阜家庭裁判所 本庁  
その他の地域 : 岐阜家庭裁判所 高山支部  
↳ 小坂・萩原・下呂・馬瀬 〕

- 裁判所ホームページからダウンロードすることもできます。



## (2) 診断書の取得

- ケアマネジャー、ケースワーカーなどの**福祉関係者**に、「成年後見等申立書式セット」の中にある「本人情報シートの作成を依頼された福祉関係者の方へ」と「本人情報シート」を渡し、**情報シートの作成を依頼**します（このシートは、本人自身や親族等が作成することは想定していません）。
- **主治医に診断書の作成を依頼**します。医師は精神科等専門医でなくても構いません。申立て後に精神鑑定が必要となった場合に「鑑定を引き受けてもらえるかどうか」もあわせて確認します。

\* **主治医に渡す書類**…「本人情報シート」

※本人情報シートが準備できなくても診断書の依頼はできます  
「お願い（主治医の先生へ）」  
「診断書（成年後見制度用）」⇒費用：3,000～5,000 円程度  
「鑑定連絡票」

## (3) 申立書の作成 及び 添付書類の準備

- 申立てに必要な書類一覧（21 ㉟）を参照しながら、書類の準備を進めます。
- ※取得した診断書の意見を参考に、後見・保佐・補助のいずれに該当するかを判断します。
- ※申立てに必要な費用は 22 ㉟を参照してください。
- ※原則として**申立費用は申立人の負担**です。ただし、申立費用を本人負担とする旨の上申をした場合、家庭裁判所が全部または一部について認めることがあります。

# 3. 申立て

## (1) 申立書類一式の提出

- **本人の住所地を管轄する家庭裁判所** へ申立書類一式を提出します（持ち込みでも郵送でも構いません）。
- ※郵送の場合は、簡易書留またはレターパックで送付することをお勧めします。
- ※申立書類は、提出前に控え（コピー）を残しておくこと、その後の資料として役立ちます。

## (2) 受理面接（面談）

- 申立書類の提出後に、申立人や後見人等候補者、本人などから詳しい事情を伺うため、受理面接を行う場合があります。受理面接が必要な場合は、裁判所から申立人に連絡があります。必要に応じて、本人の意向や状況等を把握している支援機関が同席することもあります。



## 4. 審問・調査・鑑定

### (1) 審問・調査

- 家庭裁判所の担当者が、本人の状況や親族の意向などを、申立人や後見人等候補者、本人などから詳しく聴取します。必要に応じて裁判官が事情をたずねること（審問）もあります。
- 補助の場合、代理権・同意権を付与する申立てをした場合は、申立てに対する本人の同意を確認します。
- 外出が困難な場合は、家庭裁判所から担当者が出張面談を行うこともあります。

### (2) 鑑定

- 本人の判断能力について、より正確に把握する必要があるときは、医師による精神鑑定が行なわれる場合があります。

## 5. 審判・登記

### (1) 審判

- 家庭裁判所が成年後見人等の選任をします（審判書通知：申立人、本人、後見人等）。
- 成年後見人等を監督する「成年後見監督人」などが選ばれることもあります。

### (2) 審判確定

- 後見人等が審判書を受領後、2週間以内に不服申立てがなかった場合、審判が確定します。審判に不服がある本人、配偶者、4親等内の親族（申立人を除く）は、この2週間の間に不服申立て（即時抗告）の手続きをとることができます。ただし「誰を後見人等に選任するか」という家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

### (3) 後見登記

- 家庭裁判所から東京法務局に後見登記の登録を依頼します。確定から 10 日前後で登録完了の通知が来ます。
- 法務局で「登記事項証明書」を取得し、後見人としての活動をスタートさせます。

### (4) 事務報告書（就職時）の提出

- 審判が確定してから1か月以内に「事務報告書（就職時）」「財産目録（初回報告用）」「年間収支予定表」「預貯金通帳等の資料」を家庭裁判所へ提出します。

# 任意後見制度の手続きの流れ

## 1. 検討

### (1) 任意後見人をお願いする人を検討

#### 【任意後見人になれる人】

- 成人であれば、だれでも任意後見人になることができます。
- 親族をはじめ、知人や専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士など）、法人（社会福祉法人、NPO 法人など）を任意後見人にすることもできます。

### (2) 任意後見受任者に委任する内容を決める

- 本人と任意後見受任者（将来任意後見人になる人）との話し合いにより、委任する内容を決めます。
- 本人の判断能力がなくなっても委任する内容は有効となります。

#### 【委任する内容】

- 財産管理に関すること
- 身上保護に関すること
- 任意後見人に支払う報酬（金額は本人との契約により決定します） など

## 2. 契約

### (1) 任意後見契約の締結

- 本人と任意後見受任者が公正役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。
- 病気等で公正役場に行けない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です。

#### 【必要な書類】

- ① 戸籍謄本（本人）
- ② 住民票（本人・任意後見受任者）
- ③ 印鑑登録証明書（本人・任意後見受任者）
- ④ その他（診断書や財産目録等が必要な場合も）  
※診断書：本人の判断能力に疑義がある場合

#### 【任意後見契約にかかる費用】

約 25,000 円

- ① 公正証書作成の基本手数料：11,000 円
- ② 登記嘱託手数料：1,400 円
- ③ 法務局に納付する印紙代：2,600 円
- ④ その他（証書代、登記嘱託書郵送用切手代など）

### (2) 任意後見契約の登記

- 公正証書により任意後見契約を結ぶと、「誰が誰にどのような代理権を与えたか」という契約内容が、公証人の嘱託により法務局に登録されます。
- 登記が完了すると、任意後見受任者の氏名や代理権の範囲などを記載した「登記事項証明書」を取得することができます。

## ☑ 本人の判断能力の低下を適切に判断するために…

- 任意後見契約の締結・登記だけでは、任意後見の効力は発生しません（任意後見監督人の選任が必要です）。適切な時期に任意後見監督人の選任申立てを行うためには、定期的に本人と接触し、その生活状況や健康状態を把握しておくことが大切です。
- 日頃、本人と交流のない人が任意後見受任者になった場合は、本人の判断能力の低下を見逃さないよう、「見守り契約」を同時に契約するなどの注意と工夫が必要です。

## ☑ オプション契約や遺言と併用すると、より安心

### 【見守り契約】 判断能力の低下を見逃さない

支援をする人が本人と定期的に電話や面談を行い、本人の生活状況や健康状態を把握して、任意後見契約の開始時期を判断してもらう契約です。

任意後見契約と見守り契約を併用して利用することで、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てができるようになります。任意後見が始まると本契約は終了します。

費用は、依頼する内容や人によって異なります。

### 【財産管理委任契約】 病気や加齢による身体能力の低下にも対応できる

財産管理やその他の生活上の事務について、代理権を与える人を選び、具体的な管理内容を決めて委任する契約です。当事者間の合意のみで効力が生じ、開始時期や内容も自由に決めることができます。

財産管理委任契約は、判断能力の低下がない場合に利用できます。任意後見が始まると本契約は終了するのが一般的です。

費用は、依頼する内容や人によって異なります。

### 【死後事務委任契約】 死亡後のこともお願いできる

成年後見人等や任意後見人の職務は、本人の死亡により終了します。

死後事務委任契約は、本人が亡くなった後の諸手続き、葬儀、納骨、埋葬、家財の片付けなどの事務を、第三者に委任するものです。

きちんと契約が履行されるためには、公正証書にするのが望ましいといわれています。

費用は、依頼する内容や人によって異なります。

### 【公正証書遺言】 遺産分割や相続手続きに伴うトラブル軽減対策にもなる

公正証書遺言は、公証役場で遺言内容を公証人に口授し、公証人が証書を作成します。

公証役場に出向くことが困難な場合は、公証人が出張して作成することも可能です。

また、遺言内容を確認する証人2人の立会いが必要ですが、適当な証人がいない場合は、公証役場で紹介してもらうこともできます。

証書の原本は公証役場に保管され、自筆証書遺言や秘密証書遺言のように家庭裁判所での検認は不要のため、スムーズに遺産分割ができます。

死亡後に自分の希望を確実に施行してもらうために、遺言内容の手続きをすすめる「遺言執行者」を定めておくことが望まれます。

公正証書遺言を作成する場合の手数料は、相続財産の金額等によって異なります。

# 本人の判断能力が不十分になったら…

## 3. 申立ての準備

### ● 任意後見監督人の選任申立てに必要な準備をする

本人の判断能力が不十分になったら、任意後見監督人選任の申立てをします。  
なお、申立てをするには、あらかじめ本人の同意が必要です。  
ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りではありません。

#### 【申立てをすることができる人】

- ・本人、配偶者、4親等内の親族
- ・任意後見受任者 など

#### 【申立てに必要な書類】

- ① 申立書    ② 親族関係図    ③ 財産目録・収支予定表    ④ 診断書    ⑤ 戸籍謄本
- ⑥ 任意後見 登記事項証明書    ⑦ 任意後見契約 公正証書の写し
- ⑧ 本人の財産や収支に関する資料    ⑨ その他（印鑑など）

※任意後見監督人候補者がいる場合は、候補者の戸籍等が必要です。

※戸籍謄本などは、原則3か月以内に発行されたものが必要です。

#### 【任意後見監督人選任の申立てにかかる費用】…合計 5,400 円

- ・収入印紙：800 円
- ・登記嘱託手数料：1,400 円
- ・郵便切手：3,200 円

※裁判所によって異なります。詳細は、申立てを行う家庭裁判所にご確認ください。

## 4. 申立て・審問・調査

### (1) 任意後見監督人の選任申立てをする

- ・ 本人の住所地を管轄する家庭裁判所 へ申立書類一式を提出します（持ち込みでも郵送でも構いません）。

※郵送の場合は、簡易書留またはレターパックで送付することをお勧めします。

※申立書類は、提出前に控え（コピー）を残しておく、その後の資料として役立ちます。

### (2) 受理面接（面談）

- ・申立人、任意後見受任者、本人（出席が可能であれば）、監督人候補者等と面接を行い、申立書類の確認や状況の把握をします。

### (3) 審問・調査

- ・家庭裁判所の担当者が、本人の状況や意向などを詳しく聴取します。

## 5. 審判・登記

### (1) 審判・確定

- 家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。
- 審判書が、申立人、本人、任意後見人、任意後見監督人に通知されます。

### (2) 後見登記

- 審判確定後、家庭裁判所から東京法務局に後見登記の登録を依頼します。  
確定から **10日前後で登記完了**の通知がきます。
- 任意後見監督人が選任されたときから「任意後見受任者」は正式に「任意後見人」となり、任意後見契約の内容に基づいて支援をします。
- 任意後見人の職務は、任意後見監督人を通じて家庭裁判所に報告されます。

## ☑ 知っておきたいこと

### Q 任意後見と法定後見、後見の内容に違いはありますか？

A 任意後見制度の最大のメリットは「任意後見人を自分で決められること」です。  
ただし、任意後見人には法定後見人と違って「取消権」がありません。  
本人が不利益な契約をしてしまっても、クーリングオフ等でも対応できないなど、「取消権」を行使しなければならない状況になったときには、法定後見の申立ても含めて、家庭裁判所に相談することをおすすめします。

### Q 契約の解除はできますか？

A 任意後見監督人が選任される前であれば、本人または任意後見受任者は、公証人の認証を受けた書面によって、いつでも解除することができます。  
任意後見監督人の選任後は、正当な理由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、契約を解除することができます。  
任意後見人が本人より先に死亡すると、任意後見は終了します。

# 申立てに必要な書類一覧（チェックリスト）

令和6年3月 時

※住民票や診断書などの書類（■印の書類）は、発行から3か月以内のものをご準備ください。

種 類	名 称	
申立書類	<input type="checkbox"/> 本人情報シートのコピー ※福祉関係者に作成を依頼 <input checked="" type="checkbox"/> 診断書・鑑定連絡票（療育手帳 A1 判定の場合は不要）※医師に作成を依頼 <input type="checkbox"/> 後見・保佐・補助 開始等申立書（該当する類型に☑を入れる） <input type="checkbox"/> 代理行為目録（保佐・補助の場合のみ） <input type="checkbox"/> 同意行為目録（補助の場合のみ） <input type="checkbox"/> 申立事情説明書 <input type="checkbox"/> 後見人等候補者事情説明書（候補者がいない場合は不要） <input type="checkbox"/> 財産目録（申立て時点で判明している本人の全財産） <input type="checkbox"/> 相続財産目録（遺産分割未了の相続財産がある場合のみ） <input type="checkbox"/> 収支予定表 <input type="checkbox"/> 親族関係図（申立人や候補者が親族の場合は必ず、その他はわかる範囲で記載） <input type="checkbox"/> 親族の意見書（推定相続人がいない場合は不要）※申立人や候補者は提出不要	
添付書類	本人の	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本（全部事項証明書） ※本人と申立人の親族関係がわかる戸籍謄本が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票（世帯）または 戸籍附票（謄本） <input checked="" type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書
	候補者の	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票（世帯）または 戸籍附票（謄本）
本人についての資料	(1) 不動産	<input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書または固定資産税納税通知書のコピー
	(2) 預貯金	<input type="checkbox"/> 通帳のコピー（過去1年分） <input type="checkbox"/> 証書のコピー <input type="checkbox"/> その他
	(3) 有価証券など	<input type="checkbox"/> 証券（取引残高明細書）のコピー
	(4) 生命保険など	<input type="checkbox"/> 保険証書のコピー
	(5) 債権	<input type="checkbox"/> 債権に関する資料（貸付金、損害賠償金など）のコピー
	(6) その他 財産	<input type="checkbox"/> 自動車などに関する資料のコピー <input type="checkbox"/> 相続財産に関する資料のコピー
	(7) 負債	<input type="checkbox"/> 負債に関する資料（契約書、借用書など）のコピー
	(8) 収入	<input type="checkbox"/> 年金通知のコピー <input type="checkbox"/> 確定申告書のコピー <input type="checkbox"/> その他
	(9) 支出	<input type="checkbox"/> 医療費や施設利用料の領収書のコピー <input type="checkbox"/> 税金・社会保険の納付通知書のコピー <input type="checkbox"/> 請求書等のコピー <input type="checkbox"/> その他
	(10) 健康状態	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証のコピー <input type="checkbox"/> 障害者手帳のコピー
裁判所に納める費用  ※消費税の増額等により、金額は変更される場合があります	<input type="checkbox"/> 収入印紙（申立手数料）	後見・保佐・補助開始：800 円 同意権付与：プラス 800 円 代理権付与：プラス 800 円
	<input type="checkbox"/> 収入印紙（登記手数料）	2,600 円
	<input type="checkbox"/> 郵便切手（審理通信費）	4,300 円分
	<input type="checkbox"/> 鑑定料（必要な場合）	3万～10万円程度 ※申立て時に納める必要はありません。
その他	<input type="checkbox"/> 印鑑（申立書に押印したもの）	

# 成年後見制度にかかる費用・助成

## 1. 成年後見制度にかかる費用

### (1) 申立費用【法定後見制度】

	名称	取得先	金額
事前準備で 必要な費用	本人の	戸籍謄本 (全部事項証明書)	本籍地 市町村役場 450円
		住民票 または 戸籍附票	住所地 または 本籍地 市町村役場 300円
		登記されていないことの 証明書	法務局(本局) ※郵送の場合は東京法務局 300円
	候補者の	住民票 または 戸籍附票	住所地 または 本籍地 市町村役場 300円
		診断書	医療機関
家庭裁判所に 納める費用	収入印紙(申立手数料)		800円 ~2,400円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見開始・・・・・・・・・・・・・・・・ 800円</li> <li>・保佐・補助開始+代理権付与・・・・・・ 1,600円</li> <li>・補助開始+同意権付与・・・・・・ 1,600円</li> <li>・補助開始+代理権付与+同意権付与・・・・ 2,400円</li> </ul>		
	収入印紙(登記手数料)		
	郵便切手(審理中の通信費用)		
※消費税の増額等 により、金額は 変更される場合 があります	500円×4枚 320円×2枚 100円×6枚 84円×10枚 20円×5枚 10円×10枚 2円×5枚 1円×10枚 【合計 4,300円】		4,300円
	鑑定料(必要な場合)		3万 ~10万円程度

※住民票や戸籍附票発行手数料は、市町村によって異なります。

**合計 約 15,000円**

※鑑定省略の場合、鑑定料はかかりません。

(鑑定がない場合の目安)

※原則として、申立費用は申立人の負担となります。

ただし、申立費用を本人負担とする旨の上申をした場合、家庭裁判所が本人の負担とする審判をすることがあります(本人負担になる範囲:「家庭裁判所に納める費用」の全部または一部)。

### (2) 申立ての代理 及び 申立書類作成委託料

- ・申立てや申立書類の作成が、本人や配偶者、4親等内の親族では困難な場合は、**弁護士**や**司法書士**に有料で依頼することもできます(約10万~30万円)。ただし、依頼する弁護士・司法書士によって費用は異なりますので、事前にご確認ください。
- ・上記(1)の「申立費用」は別途必要な場合もあります。

### (3) 後見人等に対する報酬

報酬は、成年後見人等がその職についてから約1年経過後に、家庭裁判所に「報酬付与の申立て」を行い、審判で決定されます。

報酬額は、対象期間中の後見等の事務内容や被後見人等の財産の内容等を考慮して家庭裁判所が決定をし、**本人の財産の中から支払われること**になります。なお、成年後見人等が複数の場合は、分掌事務の内容に応じて按分されます。また、親族であっても報酬付与の申立てをすることはできますが、報酬を望まない場合は申立てをする必要はありません。

本人の財産状況から報酬を負担することが困難と認められる方は、「成年後見制度利用支援事業」の助成を受けられる場合があります（24頁参照）。

任意後見人の報酬額や支払い方法は、法定後見制度と異なり、家庭裁判所ではなく任意後見契約の中で定められます。ただし、任意後見監督人については、家庭裁判所が審判によって報酬額を決定します。

#### 成年後見人等の報酬額

★下記の金額はあくまでも目安であり、実際の金額は管轄する家庭裁判所が決定します。

#### 【基本報酬】

管理財産の種類、事務の難易、監護の程度、事務の遂行状況により、報酬額を修正する場合があります。

#### ア. 成年後見人、継続管理行為を行っている保佐人・補助人

管理財産額	基本報酬額
1,000万円未満	月額 1万～2万円
1,000万円以上～5,000万円未満	月額 2万5,000円～3万円
5,000万円以上	月額 4万～5万円

#### イ. 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人

管理財産額	基本報酬額
5,000万円未満	月額 1万～1万5,000円
5,000万円以上	月額 2万円

#### ウ. ア以外の保佐人・補助人、任意後見監督人

管理財産額	基本報酬額
—	月額 1万円

#### エ. 任意後見人

管理財産額	基本報酬額
—	本人との契約により決定

#### 【付加報酬】

成年後見人等の後見等事務において、特別な権利の行使、権利の存否の確定や財産の換価等を行い、被後見人の財産を増加させた場合または減少を免れた場合には、相当額の報酬を付加されることがあります。

(例) 訴訟、遺産分割調停、不動産の任意売却 など



## 2. 成年後見申立てにかかる費用の立替・助成

### ● 民事法律扶助（費用の立替）

経済的にお困りの方は、日本司法支援センター（法テラス）において、申立費用や弁護士等への申立書類作成委託料などの立替えを行う「民事法律扶助」の制度を利用できる場合があります。

#### 日本司法支援センター 法テラス

■ 法テラス・サポートダイヤル 電話 0570-078374 おなやみなし（月～金曜日：9～21 時、土曜日：9～17 時）

■ 法テラス 岐阜 電話 0570-078345（月～金曜日：9～17 時、祝日を除く）

住所 岐阜市美江寺町 1-27 第一住宅ビル 2F

.....

### ● 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）

本人の財産状況から、家庭裁判所が審判により決定した後見人等への報酬を負担することが困難と認められる方に対して、報酬の助成をすることで、成年後見制度の利用促進を図ります。申請書類や助成対象となる要件など、詳しくは下記窓口までお問合せください。

#### 【お問合せ先】

#### 下呂市役所 福祉部 社会福祉課

〒509-2517

下呂市萩原町萩原 1166 番地 8 星雲会館

電話 0576-52-3936

FAX 0576-52-3915



# 第3章

## 参 考 資 料

### ● 成年後見制度 と

#### 日常生活自立支援事業 の 概要

日常生活自立支援事業は、単に金銭管理を行う事業ではなく「判断能力が不十分な方であっても、自己決定に基づく権利の行使が適切にできるよう、意思決定を支援する事業」です。

「主たるサービス である 福祉サービスの利用援助 に伴う オプションサービス として 日常的な金銭管理サービス や 重要書類等の預かりサービス がある」と解釈していただくと、よりイメージが湧きやすいかもしれません。

事業の詳細は **下呂市社会福祉協議会**

(0576-52-4884) までお問合せください。

# 成年後見制度 と 日常生活自立支援事業 の 概要

	成年後見制度		日常生活自立支援事業
	法定後見制度	任意後見制度	
概要	認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人の、財産管理や身上保護等を成年後見人等が行うことで、本人の意思を尊重し、法律面や生活面で支援する。	十分な判断能力がある人が将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に財産管理や身上保護等について代理権を与える契約を公正証書によって締結する。	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう支援する。
所管庁	法務省	法務省	厚生労働省
法的根拠	民法、家事事件手続法 等	任意後見契約に関する法律	社会福祉法、厚生労働省通知 等
対象者	精神上の障がいにより判断能力が ・欠く状態にある人＝後見 ・著しく不十分な人＝保佐 ・不十分な人＝補助	判断能力が十分な人	精神上の理由により判断能力が不十分な人（契約ができる程度） ※手帳等の保持者に限らない
支援者	成年後見人・保佐人・補助人 （必要に応じ、監督人を選任） ※複数可	任意後見人（申立てにより任意後見監督人が選任されると権限が与えられる）	下呂市社会福祉協議会の専門員 および生活支援員（法人の履行補助者として）
手続き	家庭裁判所に申立て （本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長等） ※本人の同意 後見・保佐＝不要 補助＝必要 家庭裁判所による後見人等の選任	公証役場にて、本人と任意後見受任者が任意後見契約を締結 本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをする（申立人：本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者）	<b>下呂市社会福祉協議会</b> に相談・申込み 〒509-2517 下呂市萩原町萩原 875 番地 2 電話（0576） <b>52-4884</b> 本人・下呂市社会福祉協議会・岐阜県社会福祉協議会との三者契約となる
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出	医師の診断書を家庭裁判所に提出	下呂市社会福祉協議会の専門員が、状況把握とガイドラインによる意思能力の判定を行う。
契約の解除・取下げ	いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可がないと取下げできない。成年後見人等が選任されてからは、本人の判断能力が回復しない限り、本人が死亡するまで責任を負う。	本人の意思によって契約を解除する場合は、公証人の認証が必要。変更する場合は、公正証書による。	本人の意思によって契約を終了することができる。
支援方法	○財産管理に関する法律行為 ○身上保護に関する法律行為 ◆代理権 ・後見………財産に関するすべての法律行為 ・補助・保佐… 申立ての範囲内で与えられた法律行為 ◆同意権・取消権 ・後見…日常生活に関する行為以外の行為 ・保佐…民法 13 条第 1 項に定める所定の行為 ・補助…家裁が定める「特定の法律行為」	○任意後見契約で締結している事務 ◆代理権 任意後見人が、任意後見契約で定められた事務の一部または全部について、代理権を行使して事務を行う。 ◆同意権・取消権はない。 ※本人の意思を尊重するため、任意後見は法定後見に優先する。	<b>福祉サービス利用援助</b> ・利用に関する情報提供や相談 ・利用の申込みや中止に必要な手続き ・苦情を解決するための手続き  日常的な金銭管理サービス ・預貯金の出し入れ ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き ・税金や公共料金の支払い手続き  重要書類等の預かりサービス ・年金証書、預貯金通帳、実印・銀行印 ・証書（保険証書、権利証、契約書など）
費用	○申立費用（申立人負担） 登記手数料、鑑定費用 等 ○成年後見人等、監督人に対する報酬費用（本人の財産から負担） ※金額は家庭裁判所が決定 ○後見の事務に関する費用（本人の財産から負担）	○公正証書作成費用 手数料、印紙代 等 ○任意後見人等への報酬 ※金額は契約の内容により決定	○契約締結までは無料 ○契約後の援助は利用者負担 〔福祉サービス利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ⇒1,200 円/1 時間 （1 時間以降 600 円/30 分 加算） ・重要書類等の預かりサービス ⇒500 円/1 ヶ月
費用の減免または助成	成年後見制度利用支援事業による助成	なし	生活保護受給者は無料（公費補助）

# 下呂市成年後見制度利用促進協議会

(職名・所属は令和6年3月現在)

氏名	職名	所属
◎ 鈴木 友美	弁護士	岐阜県弁護士会
○ 二村 彰洋	司法書士	岐阜県司法書士会
水野 敬子	社会福祉士	岐阜県社会福祉士会
荒垣 祥代	ケースワーカー	特定医療法人 隆涼会 南ひだせせらぎ病院
戸谷 健二	事務局長	社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会
田中 篤	相談支援専門員	社会福祉法人 飛騨慈光会 下呂市障がい者生活相談センター
磯部 泰雄	会長	下呂市民生委員児童委員協議会
和田 宗子	センター長	下呂市成年後見支援センター
野村 穰	部長	下呂市役所 福祉部
栃井 久美	課長補佐兼係長	下呂市役所 福祉部 高齢福祉課 地域包括支援センター
三木 弘雄	施設長	社会福祉法人 飛騨慈光会 障害者支援施設 益田山ゆり園
鎌倉 きよ子	施設長	社会福祉法人 下呂福祉会 養護・特別養護老人ホーム あさぎりサニーランド

◎ 会長 ○ 副会長

※敬称略

令和6年3月 第1版発行

発行 / 下呂市成年後見支援センター・下呂市

編著 / 下呂市成年後見制度利用促進協議会  
下呂市成年後見支援センター





## 下呂市成年後見支援センター

住 所	〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166 番地 8 星雲会館 福祉部 社会福祉課内
電 話	(0576) <b>52-3936</b>
F A X	(0576) 52-3915
メ ー ル	seinenkoken.gero@gmail.com
ホームページ	<a href="http://www.gero-city-syakyo.jp">http://www.gero-city-syakyo.jp</a>
開 設 時 間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日・年末年始 はお休みです)

下呂市成年後見支援センターは 下呂市の委託を受けて 下呂市社会福祉協議会が運営しています